

課外活動部室における火気使用上の注意

1. 採暖は大学が貸与する暖房器具に限る。(持ち込みの暖房器具は使用しないこと。)
2. 暖房器具の使用については、下記事項を厳守すること。
 - (1) 暖房器具は冬季期間(12月から3月)学生部学生生活課備品を貸与する。
 - (2) 暖房器具の使用は、月～日曜日の8時30分～20時までとする。
使用時間の延長及び祝日の使用については、事前に学生生活課に届け出るこ
と。
 - (3) 暖房器具は許可された部室以外で使用しないこと。
 - (4) 暖房器具は使用状況を窓外より確認できる場所に設置すること。
 - (5) 暖房器具の周辺は常に整頓し、可燃物との距離を離すこと。
 - (6) 使用中は1時間に2～3回換気を行うこと。
 - (7) 使用中は、「火気使用中」の表示板を入口に表示すること。
 - (8) 使用後は、完全に消火していることを確認し、「火気使用中」の表示板をはず
すこと。
 - (9) 室内に誰もいなくなる場合、必ず消火すること。
 - (10) 部室ごとに火気責任者を定め、使用状況を暖房日誌に記入し、給油時に学生
生活課に提示すること。
 - (11) 燃料は所定の日時に学生生活課から受領すること。
 - (12) 暖房器具が故障したときは、直ちに学生生活課に連絡すること。
3. 部屋の内外で焚火をしないこと。
4. この注意事項を履行しないときは、火気使用の禁止または部室の使用許可を取り消
すことがある。